

仕様書

1 業務内容

弘前労働基準監督署、八戸公共職業安定所、弘前公共職業安定所及びむつ公共職業安定所において、重油の納入業務を行う。

2 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

3 品目及び購入等予定数量

契約品目及び令和8年度の購入予定数量は次のとおりであり、品目ごとの単価契約とする。ただし、購入予定数量は見込数量であり、購入数量を保証するものではない。

納入場所	品目	予定数量
弘前労働基準監督署 (弘前市南富田町5-1)	A重油1種2号	5, 200ℓ
八戸公共職業安定所 (八戸市沼館4丁目7-120)	A重油1種1号	14, 400ℓ
弘前公共職業安定所 (弘前市南富田町5-1)	A重油1種2号	10, 500ℓ
むつ公共職業安定所 (むつ市若松町10-3)	A重油1種2号	9, 000ℓ

4 単価の改定

- (1) 資源エネルギー庁発表のA重油納入価格調査（2. 小型ローリー納入 東北局の最新の単価）を資料として、次の場合に協議の上、本契約内容を変更することができるものとする。
 - ① 契約期間初日（変更契約をした場合は、変更期間初日とする。）の直前の資料単価から各月の資料単価が概ね3円程度変動した場合
 - ② 契約期間初日（変更契約をした場合は、変更期間初日とする。）の直前の資料単価から概ね5円程度変動した場合（価格が乱高下する気配があるため直ちに契約単価の改定を行うことが不適切であると認められるときを除く。）
- (2) 本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃及びその他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議の上、本契約内容を変更することができるものとする。